

## 2019年 制度改定のお知らせ

### 脂質異常症・高脂血症の方も、一定の条件を満たす場合、ご加入いただけるようになります。

※2019年9月2日以降に契約が発効する《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》からとなります。

2015年の制度改定で、高血圧、脂肪肝の方も一定の条件を満たす場合にご加入いただける特定疾病加入制度が誕生しました。

多くの方がご加入できるようになりましたが、高血圧、脂肪肝は、脂質異常症・高脂血症と併発している場合も多く、ご加入いただけないことがありました。

加入できず残念な思いをされた組合員と、一人でも多くの方のお役に立ちたいという職員の思いを受け、特定疾病加入制度の対象の疾病に脂質異常症・高脂血症を追加することになりました。

#### 組合員の声より

現在高脂血症の薬を飲んでいますが、病気入院日額 1 万円に加入したいです。ご検討をお願いします。

※組合員の声は加入者アンケートより抜粋しています。

### 加入申込書や加入条件を見直し、より分かりやすくします。

※2019年9月2日以降に契約が発効する加入申込書から変更になります。

加入申込書のご記入方法などで、確認のお手間を取らせてしまうことや、契約の発効が遅れてしまうなど、組合員にご迷惑をおかけすることがあります。現行の加入申込書を一般の消費者の方の記入テストや、受付をする職員からの意見を参考にし、レイアウトの変更、告知事項の表現の見直し、契約者押印欄を削除し署名のみとするなど、より分かりやすくしていきます。

また、健康診断書の提出が必要となる基準の緩和や、《あいぷらす》生命保障 300 万円コースを単独で加入できる年齢の緩和など加入条件を見直し、より分かりやすくしていきます。

### 以下、2018年9月 制度改定の再度のお知らせになります。

### 事故（ケガ）で固定具を装着した際のお支払いの基準を改定します。

※2019年9月1日以降に発生した事故（ケガ）から変更になります。



現在、《たすけあい》の事故（ケガ）通院共済金のお支払いでは、通院日以外も医師の指示により、支払対象の固定具を常時装着していた場合、「通院していない日数×0.5」を通院日数に加算しています。

しかし、固定具で支払対象となるケガの種類が分かりづらく、支払対象とならない部位もあり、お役に立てない場面がありました。

そのため、支払対象の固定具を装着した場合、ケガの種類、装着部位にかかわらず、一律の共済金「事故（ケガ）通院共済金日額の10日分」をお支払いしていきます。

#### 組合員の声より

共済の請求をしてから振り込まれるまでの対応がとても早くて驚きました。キチンと通知もいただき、分かりやすく、さすが生協！と思いました。

今回、固定具に関しては手の中指だったため支払い対象外でしたが、右手の中指は固定具の使用により生活にかなり支障が出たので、対象外は意外でした。中指でも利き手に関しては、考慮して頂ければ嬉しかったです。

※組合員の声は加入者アンケートより抜粋しています。